三四九番地先道路敷　二十四号
九三番一　二十五号
三四七番　二十六号
九〇番一　二十七号
九一番二地先道路敷　二十八号
九一番一地先国有地　二十九号
二九九番二　三十号から三十二号まで

字水車沢　二五〇番一　六号
一二六番三　七号
二五一番二　八号
一四七番地先河川敷　十号
字寺ノ沢　九五番　十一号

北海道古平郡古平町大字群来町
三八番地先国有地　十三号
九三番　十四号
字水車沢　五七番一地先国有地　十二号

三(一)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道足寄郡足寄町
美盛　一番一　一号
二番二　七号から九号まで
三番二　十号
三番三五　十一号
一番一二　十二号から十七号まで
常盤　一九番一　二号及び三号
二一番一　四号
二一番五　五号
二二番二　六号

○国土交通省告示第百六十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年二月十三日

国土交通大臣　前田　武志

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
坂足

(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川敷

千葉県館山市坂足字関下
四六七番　四六七番一から四六七番六まで
四六八番　四六八番一から四六八番三まで
四六九番　四六九番一から四六九番二まで
四七〇番　四七〇番一から四七〇番三まで
四七一番　四七一番一から四七一番二まで
四七二番　四七二番
四七四番　四七四番
四七五番　四七五番一から四七五番二まで

○環境省告示第十号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第十五条第一項ロ(2)(イ)及び(ロ)並びに第二十三条第一項第五号イ及びロの規定に基づき、環境大臣が定める石綿が含まれている指定廃棄物等を次のように定め、公布の日から適用する。

平成二十四年二月十三日

環境大臣　細野　豪志

環境大臣が定める石綿が含まれている指定廃棄物等

（定義）

第一条　この告示において使用する用語は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）及び平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

（石綿含有指定廃棄物）

第二条　規則第十五条第一号ロ(2)(イ)の環境大臣が定める指定廃棄物は、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた廃棄物であって、石綿をその重量の〇・一パーセントを超えて含有するもの（指定廃棄物であるものに限り、指定廃石綿等を除く。）とする。

（指定廃石綿等）

第三条　規則第十五条第一号ロ(2)(ロ)の環境大臣が定める指定廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「廃棄物処理規則」という。）第一条の二第七項第一号から第七号までに掲げるものに該当する指定廃棄物とする。

（石綿含有特定廃棄物）

第四条　規則第二十三条第一項第五号イの環境大臣が定める特定廃棄物は、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた廃棄物であって、石綿をその重量の〇・一パーセントを超えて含有するもの（特定廃棄物であるものに限り、特定廃石綿等を除く。）とする。

（特定廃石綿等）

第五条　規則第二十三条第一項第五号ロの環境大臣が定める特定廃棄物は、廃棄物処理規則第一条の二第七項第一号から第七号までに掲げるものに該当する特定廃棄物とする。

○防衛省告示第三十五号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十四年二月十三日

防衛大臣　田中　直紀

日　時　平成二十四年二月二十七日から同年三月二日までの間、毎日〇七〇〇から一七〇〇まで

区　域　九州北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三四度四三分三一秒
東経一三〇度五二分〇一秒
(イ)　北緯三四度〇八分五二秒
東経一三〇度二九分〇一秒
(ウ)　北緯三四度一六分五七秒
東経一三〇度一二分三七秒
(エ)　北緯三四度五一分一一秒
東経一三〇度三五分〇六秒

航空機　四機

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○中国地方整備局告示第十三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年二月十三日

中国地方整備局長　戸田　和彦

一　登録番号　5
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
ハウスプラス中国住宅保証株式会社
三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	橋本　尚道
変更後	西本　茂昭、栗原　由江

(2)　変更年月日
平成二十四年二月八日

○北海道開発局告示第十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年二月十三日

北海道開発局長　高松　泰

一　施行者の名称　北海道
二　都市計画事業の種類及び名称　帯広圏都市計画道路事業三・二・三〇九号二丁目通
三　事業施行期間　自平成十四年七月二十四日至平成二十七年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更無し
使用の部分　なし